

地区防災計画

(作成マニュアル)

令和6年3月
美濃市

目次

はじめに

1 地区防災計画作成の基本方針	3
2 地区防災計画作成の留意事項	4
3 地区防災計画の提出要領	4
4 地区防災計画の見直し等	6
5 地区防災計画の作成・運用等市役所の支援	6
別紙第1「地区防災計画のスケジュール」	7
別紙第2「地区防災計画提出様式」	8
おわりに	
【参考資料1】地区防災計画の一例	9
【参考資料2】市と自主防災会との連絡体制	15

はじめに

大規模な災害が発生した直後は、生活道路の荒廃・同時多発による火災等が発生し、消防や警察などの行政機関が十分に対応できなくなる可能性があります。そのようなとき、地域の皆さんが隣保の精神で互いに協力し合い自分たちの地域は自分たちで守る体制を整えることが大切です。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者6,434人

「東日本大震災」や「熊本地震」の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等でした。災害時においては、自分の身は自分で守る「自助」はもちろんのこと、地域における自主防災組織、ボランティア団体、各企業などが、共に支え助け合う「共助」が最も重要です。

「自分たちの地区は自分たちで守る」という精神で、地区のみんなで助け合いながら、総合力を生かして災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推し進めるため、住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「〇〇地区防災計画」を定め、地区防災の充実を図るとともに、災害時には、「自助」・「共助」を実行するため、この計画にもとづく施策・事業などに取り組み、地区防災力の強化に努めて参ります。

1 地区防災計画作成の基本方針

(1) 地区防災計画は、地区内の住居者等からの提案を基本とします。

「災害対策基本法第42条の2」では「地区居住者等が地区防災計画の素案を作成して、市町村防災会議に対して計画の提案することができる。」と規定されており、その提案を受けて美濃市防災会議が美濃市地域防災計画に地区防災計画を定めることとなります。

地区防災計画が「自助」「共助」を中心とした各地区からの自発的な計画であるため、自主防災組織等において自主的に作成・提出することとします。

地区防災計画は、自主防災等の地区を対象とし、範囲については特に定めはありませんが、この計画の目的や定める内容から、平常時より地区において活動が行われている自主防災組織や地区の特性に応じた密集地等の一定の区域からなる組織を対象と考えます。

(2) 地区防災計画に定める項目

各地区防災計画において地区間での差異が生じないように、地区防災計画に定める標準的な内容について次のとおりとします。

- ① 計画の目的、基本方針及び役割分担
- ② 対象とする地区及び作成主務

- ③ 地区の特性と予想される災害
- ④ 平常時の取組み、災害時の活動
- ⑤ 要配慮者に対する支援
- ⑥ 具体的な防災対策の実施
- ⑦ ハザードマップの把握
- ⑧ 訓練の実施、防災資器材の維持管理
- ⑨ その他必要な事項

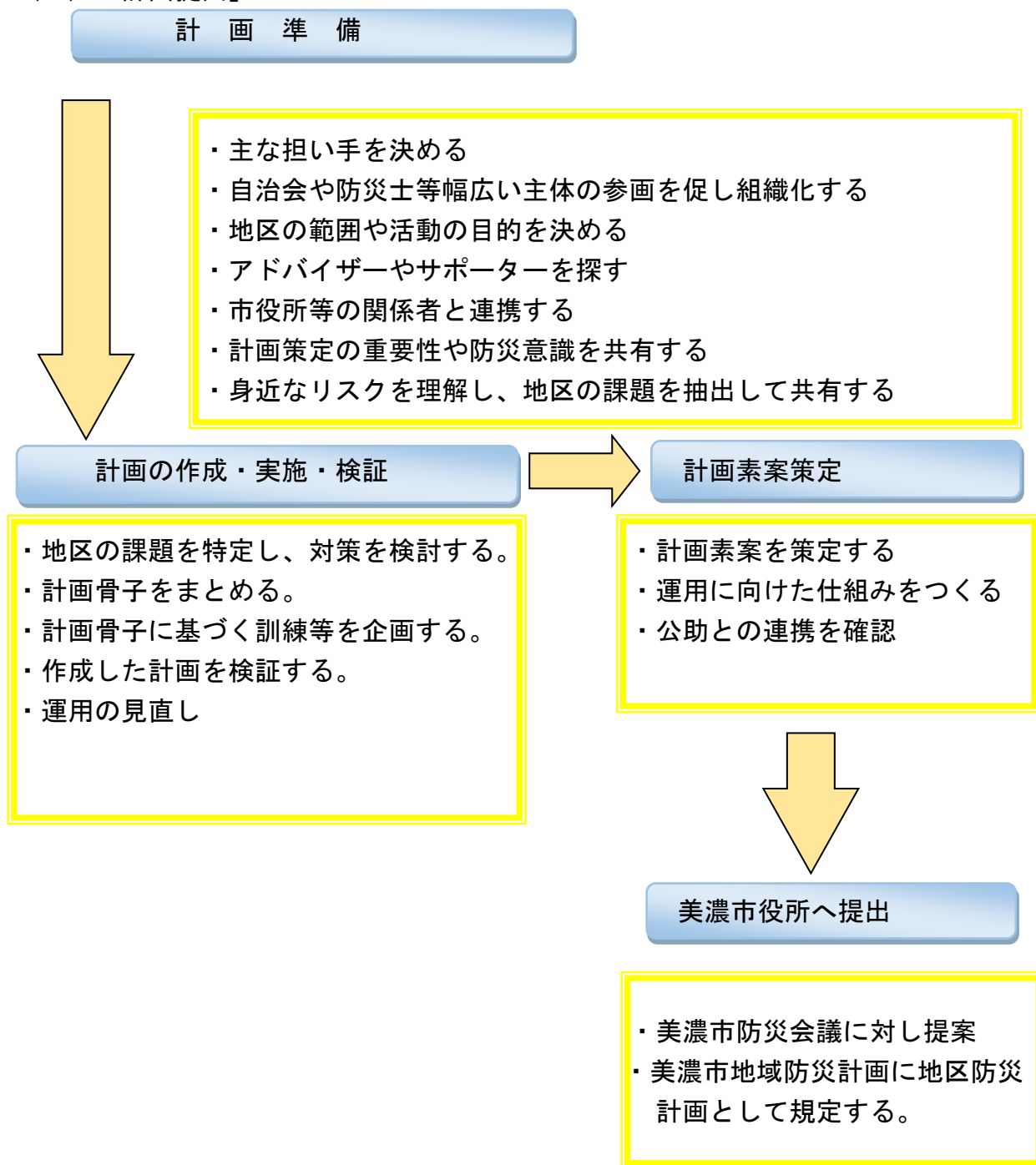
2 地区防災計画作成の留意事項

- (1) 新しい担い手等、幅広い主体の参画による計画作成
災害時の役割分担など、より具体的な取組みについて話し合う。
- (2) 「自助」「共助」の意識改革
まずは「自分と家族の命は、自分で守る。」そして「近所隣人の安否や無事を確認」するなどの訓練を通じて、それぞれの意識付け自主防災組織の特性に応じた仕組みを作りましょう。
- (3) 実際の災害を想定した計画づくり
「正確な情報の収集・連絡」と「迅速な行動」につながる計画を作成しましょう。
- (4) 想定される災害
自分が住んでいる地区で、起こりやすい災害について知るとともに、避難の方法等を確認しましょう。
- (5) 地区の特性に応じた計画
ハザードマップや現地を確認して、危険な箇所等を把握します。
また、要配慮者の避難する場所までの経路等を決めましょう。
- (6) 知識・経験を活かす
過去の災害で得た経験や知識を防災対策の計画に活かしましょう。
また、市の防災関係者や防災士等からも広く意見を聴取し計画に反映させましょう。
- (7) 計画の作成するためのスケジュール
効率よく計画を作成するため、スケジュールを立てましょう。
別紙第1「地区防災計画のスケジュール」(P7)参照

3 地区防災計画の提出要領

地区防災計画制度は、地区居住者等が、市防災会議に対し市地域防災計画の一部として地区防災計画を定めることを提案することができる仕組みです。市では提案に準じて、自主防災組織等が作成した「地区防災計画」の提出を受け付けます。

(1) 「計画提出」のフロー



(2) 計画提出に必要な書類

- ① 地区防災計画提出書 (別紙第2)
- ② ○○地区防災計画(案)1部及びデータの提出
- ③ 提出者が自主防災組織の場合は運転免許証等のより地区在住を確認
提出者が法人の場合は地区防災計画が法人等であることを確認できる書類

(3) 提出期限

原則年間を通じ、計画案を受け付けます。

(4) 提出先

美濃市役所 総務部 総務課 防災係

4 地区防災計画の見直し等

(1) 計画を修正した場合は、市役所総務課までご連絡ください。また、当初の計画を大きく見直す場合は、市役所総務課にご相談ください。

(2) 再度の計画提出

計画の全面見直しをする場合は、「3地区防災計画の提出要領」に準じて出をお願いします。

(3) 地区内への周知

見直し前と見直し後で、住民が混乱しないように回覧等により周知するようお願いいたします。

5 地区防災計画の作成・運用等市役所の支援

自主防災組織が作成する地区防災計画の作成支援を常時行っています。お気軽にご相談ください。その他、防災に関する次の支援を行います。

(1) 防災講習会等の実施

① 防災講習会

自主防災組織の要望等により講習会を実施します。内容によっては消防署へもお願いします。

② 防災教育

自主防災組織のリーダー要員に対する教育を実施します。地域防災マネージャー・防災士が担当します。

(2) 自主防災組織で実施する防災訓練等への支援

防災訓練の実施に関して、防災士等が訓練内容や講習会についてアドバイスを行います。

① 防災資機材の貸出

防災訓練の実施に当たって、市が保有する防災備品等（要調整）を貸し出します。

6 その他

① 別紙第1「地区防災計画の作成までのスケジュール例」

② 別紙第2「地区防災計画提出書様式」

③ 別紙第3「策定後の取り組み」

④ 別紙第4「計画の更新」

【お問い合わせ先】

美濃市役所 総務部 総務課 防災係

TEL : 0575-33-1122 FAX : 0575-35-2059

Email : bousai@city.mino.lg.jp

別紙第1「地区防災計画のスケジュール」

(例)

1 組織及びルール作り

- ・ 計画作りのための組織づくり
- ・ 計画担当者（主な担い手）を選任し、作成スケジュールを組み、地区住民の合意により決定します。（アンケート等を実施）
- ・ 計画の構成等、市役所へ相談します。

2 地区の特性を把握

- ・ 計画担当者において会合を開きます。計画作成は難しく考えるのではなく、まずは出来るところから、進めて行きましょう。
- ・ 地区に詳しい方からの聞き取り、参考となる資料等から地区の特性を把握し、計画に反映させましょう。

3 担当者の活動開始

- ・ 計画（案）を概ね完成させます。自主防災組織や市役所との協議や意見交換を行いましょ。

4 担当者が作成した計画（案）に対して、地区住民から意見をもらいましょう。

- ・ 市役所に計画（案）を提出します。

5 計画（案）提出

- ・ 修正がなければ地区防災計画として市役所が規定します。

6 計画の配布

- ・ 計画を自主防災組織の地区住民に配布します。
（個人情報には注意しましょう。）
- ・ 住民の希望があれば再説明をします。

7 防災訓練（勉強会）

- ・ 地区防災計画に基づき防災訓練を実施しましょう。
- ・ 訓練後、検証会を実施して問題点を把握しましょう。
- ・ 対策を検討して計画に反映させましょう。

別紙第2「地区防災計画提出書様式」

令和〇〇年〇月〇日

美濃市防災会議会長
美濃市長 様

〇〇自主防災会長

地区防災計画提出書

標記の件につきまして、災害対策基本法第42条の2第2項の規定に準拠し、地区防災計画を定めることについて、必要書類を提出します。

記

1 計画の名称

「〇〇地区防災計画」

2 提出者

氏名（法人）

住所（所在地）

連絡先

3 添付書類

（1）「〇〇地区防災計画（案）」1部

（2）資格（地区住民）証明書類

登記事項証明書（作成者が法人の場合のみ必要です。）

参考資料

〇〇地区防災計画

〇〇年〇〇月

〇〇〇地区

目 次

1 基本方針	11
(1) はじめに	
(2) 自主防災会の役割	
2 計画対象地区と作成主務	11
(1) 計画対象地区	
(2) 計画作成主務	
3 地区の特性と予想される災害	11
(1) 地区の特性	
(2) 予想される災害	
4 活動内容	12
(1) 平常時の取組	
(2) 災害時の活動	
(3) 要配慮者への支援	
5 自主防災組織の防災対策	14
(1) 防災体制	
(2) 活動体制	
(3) 自主防災会の連絡網	
(4) 防災関連施設	
(5) 防災資機材等	
(6) 防災訓練の実施	
(7) 防災資機材等の点検	
(8) 要配慮者支援体制の整備	
6 付録資料	20

1 基本方針

(1) はじめに

地区防災計画は、地区の住民等が皆で力を合わせて、自助、共助の精神で安全な地区づくりのため、予め計画を立て決めておく必要があると考えます。

近年、平成 30 年 7 月豪雨や台風など災害が頻発化、激甚化しています。また、平成 28 年熊本地震や令和 6 年能登半島地震など地震災害はいつどこで起こるかもしれず、さらには南海トラフ地震など巨大地震災害も懸念されています。

自分たちの命は自分たちで守るため、何が必要なのかをこの地区防災計画に定め、地域ぐるみの協力体制を築き、充実強化を図ります。

(2) 自主防災会の役割

① 防災知識の向上

地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要なことから、地区住民への防災意識の普及や啓発活動を行います。

② 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住む地区を知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

また、各家庭で家具転倒防止器具のを推進することで、家具転倒による二次災害の発生を防止します。

- ・ 自宅室内の危険個所の点検をする。
- ・ 安全対策、転倒防止策などの検討をする。
- ・ 家具の設置場所の変更や転倒防止器具の取り付けをする。

③ 防災資機材等の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

また、各家庭での非常用備蓄品の啓発活動を行い、日頃から災害に対する備えを推進していきます。

④ 防災訓練

防災訓練は、災害時に迅速で的確な行動がとれるよう地区住民に積極的な参加を呼びかけて訓練を行います。

2 計画の対象地区と作成主務

(1) 対象地区 美濃市〇〇自治会

(2) 作成主務 〇〇自主防災会

3 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

【例】

- ① 板取川の堤防で低い箇所がある

- ② ○○谷は、川との合流地点が低地で川の水が逆流し、道路冠水の恐れがある。
- ③ 古い建物が密集しており倒壊の恐れがある。

(2) 予想される災害

【例】

(豪雨・台風等による水害)

- ① ○○で、豪雨災害時に山から土砂が流れ込んだ。
- ② 大雨の時に谷が氾濫して、土砂が民家に流れ込んだ。

(大規模地震災害)

- ① 建物が密集しており、避難路としては危険である。
- ② 山が崩れる恐れがある。
- ③ 地震の後、火災が起きる恐れがある。
- ④ 地区が孤立する恐れがある。

4 活動内容

(1) 平常時の取組

① 地区の安全点検

地区内を歩き、目でみて、人に聞き防災上危険な場所などを確認し地区の皆さんと情報共有する。

② 防災知識の普及の啓発に努める。

住民ひとり一人が危機感を持ち防災意識の高揚に努め、自分自身や家族を守れる取り組みをする。

③ 防災訓練等には、積極的に参加する。

④ 救助に活用できる資機材等は日ごろから維持管理しておく。

(2) 災害時の活動

自主防災組織で定めた役割分担により、自治会長や各班長がリーダーシップを発揮して、各活動住民にたいして指示をする。

① 初期消火

火災発生発見時は、大声で隣近所に伝え、応援をもらうとともに、消火器等で初期消火に努める。

また、火が大きくなり、消火が困難な時は初期消火を躊躇なく止め、身の安全を守るため避難する。

② 避難誘導

地区指定の避難場所に集合した住民のうち、家屋の倒壊などで、自宅で生活ができない住民は、最寄りの避難所へ避難し、避難者名簿を作成する。

③ 救出や救護

救護が必要な場合は、救出・救護班を中心に地域の住民等と協力し合っ

活動する。

- ④ 情報の収集や伝達
各班の活動状況の把握と正確な被害情報の収集、市役所との連携をとる。
- ⑤ 避難所運営の協力
自主避難及び1次避難の場所として集会場等を開設し、出来る限りの必要資器材や食料等の確保に努める。

(3) 要配慮者への支援

要配慮者（避難行動要支援者）とは、災害が発生したときなど、安全な場所へ避難が必要な場合に、自分や家族の力だけでは避難できない人たちに対して、災害から守るため、どのような取組を実施していくかを定める。

(1) 支援の取組み

- ① 要支援者（避難行動要支援者）の把握と対応
- ② 自治会等が中心となって本人や家族または近隣の住民と接し、要配慮者（避難行動要支援者）普段の状況把握に努め、必要な対応を検討する。
- ③ 避難するときは、確実に誘導する。
近所みなさんの協力体制が重要で、一人の要配慮者（避難行動要支援者）に対して、複数の避難に必要な支援者を事前に決めておく。
- ④ 隣保の精神を大切にす。
非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要がある、思いやりの心を持って対応する。
- ⑤ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。
いざというときに円滑に支援ができるよう、日ごろから積極的に要配慮者（避難行動要支援者）とコミュニケーションを図ります。

5 自主防災組織の防災対策

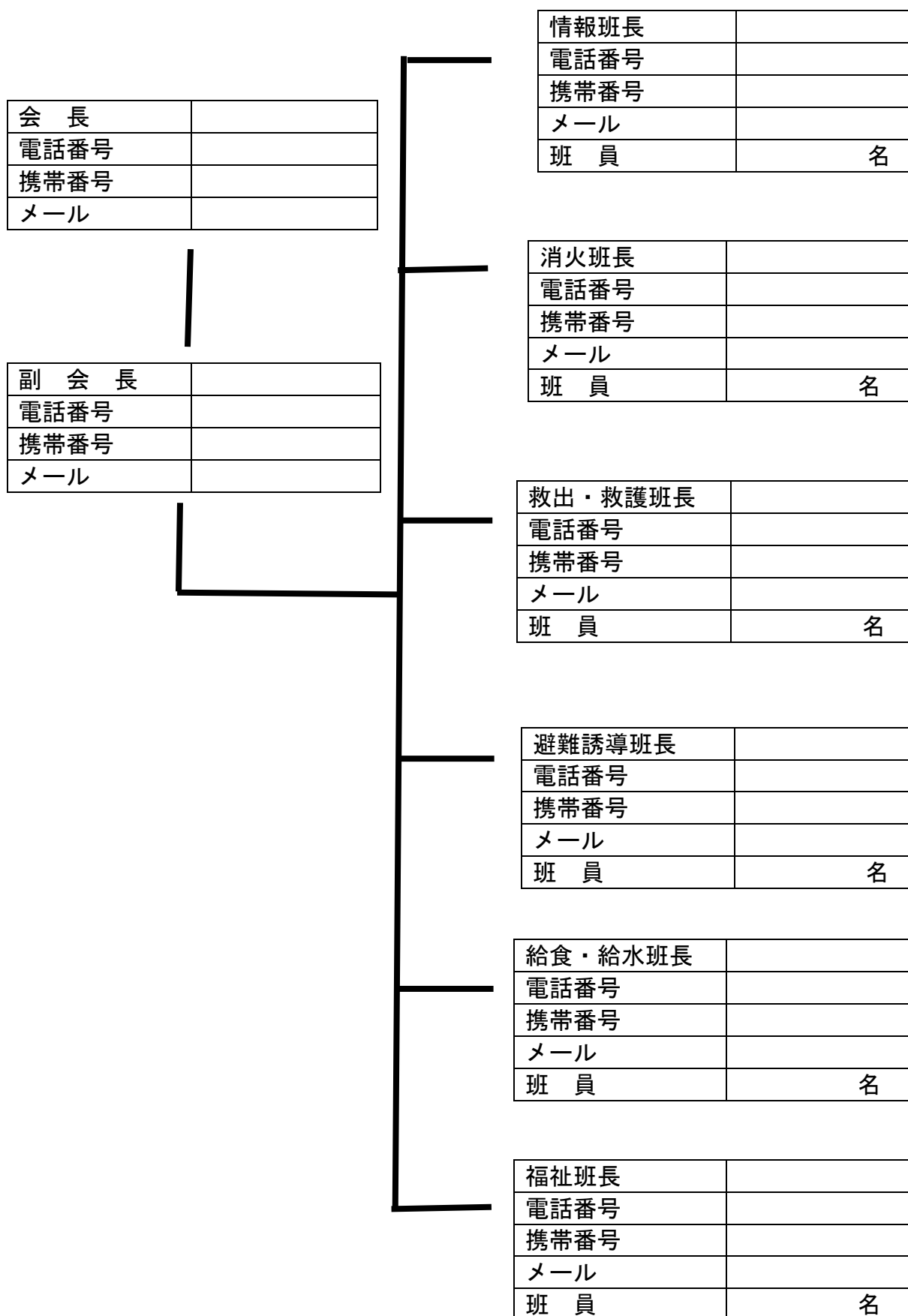
(1) 防災体制

組織名称等	〇〇〇自治会の状況		
〇〇自主防災会	世帯数：	事業所数：	
	人口：	従業員数：	
組織体制	役員		電話番号
	会長		TEL
	副会長		TEL
	〇〇組長		TEL
	〇〇組長		TEL
	〇〇組長		TEL
	〇〇組長		TEL
	〇〇組長		TEL
避難場所等	施設名	電話番号	管理者
	〇〇集会場	TEL	
	〇〇小学校	TEL	
	〇〇中学校	TEL	
	〇〇グラウンド	TEL	
避難経路	防災マップのとおり		
緊急時の連絡先	連絡先		電話番号
	美濃市役所		TEL 0575-33-1122
	美濃市役所 〇〇支所		TEL
	中濃消防組合消防本部		TEL 0575-23-0119
	中濃消防組合美濃消防署		TEL 0575-33-0119
	美濃病院		TEL 0575-33-1221
	中部電力		TEL
	ガス会社		TEL
	災害用伝言ダイヤル（録音時）		TEL 171(ガイダンス) ➡ 1・3
	災害用伝言ダイヤル（再生時）		TEL 171(ガイダンス) ➡ 2・4
	緊急 消防		TEL 119
	緊急 警察		TEL 110
			TEL

(2) 活動体制

班名	責任者	平常時の役割	災害時の役割
総務班 (本部)		全体調整 関係機関との事前調整	全体調整、関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握 避難所における調整。
情報班		防災知識の普及啓発	地区の情報集約発信 市・避難所との情報伝達
消火班		器具の整備・点検	初期消火、消防車の誘導、安全パトロール
救出・救護班		器具の整備・点検	被災者・負傷者・要支援者の救援救護
避難誘導班		避難経路の点検	住民の避難誘導 避難所における避難者のとりまとめ。
給食・給水班		器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動の協力、必要物資の把握
福祉班		要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制の整備	要配慮者（避難行動要支援者）への支援

(3) 自主防災組織の連絡網



(4) 災害時に協力をお願いしている防災関連の施設・事業所・団体等

名 称	所 在	そ の 他
(株) ○○工場		災害時における避難誘導・救出・搬送の協力 消火器など器材の提供
(社) ○○工務店		大雨による浸水時の一時避難
社会福祉法人○○		一時避難等

(6) 訓練の実施及び資機材点検

防災訓練の実施

災害発生時に、住民が「〇〇自主防災組織」に沿って適切な行動ができるよう、市・地元消防団・消防署と連携しながら、防災訓練を毎年度実施する。

- ① 避難訓練（要配慮者の支援を含む。）
- ② 情報の収集及び伝達訓練
- ③ 消火器・消火栓の取扱訓練
- ④ 応急手当の訓練
- ⑤ 防災関係器具の取扱訓練
- ⑥ 給食給水（炊出し）訓練
- ⑦ 防災啓発活動等

訓練の実施した後は、その結果を検証し次回訓練に反映する。
また、必要に応じて「地区防災計画」の見直しを行う。

(7) 防災資機材の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的実施します。

班名	担当者	内容	時期
消火班		消火器具の点検（整備）	防災訓練前
救出・救護班		投光器・救出用器具の点検（整備）	防災訓練前
避難・誘導班		避難経路の点検（整備）	毎年〇〇月
給食・給水班		給食・給水器具の点検（整備）	防災訓練前

(8) 要配慮者支援体制の整備

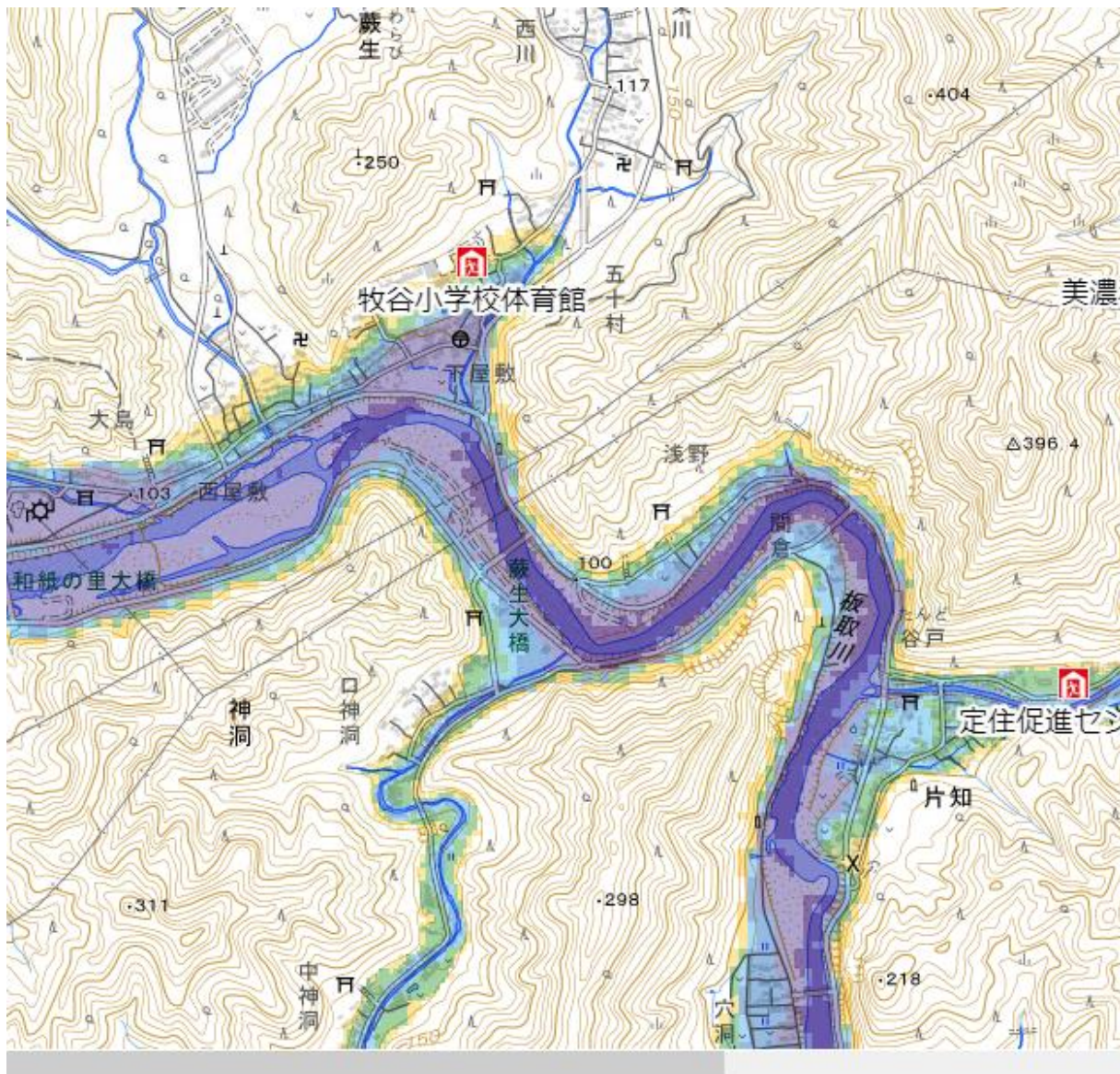
福祉班は、民生委員と協力し対象者の把握に努め、市が計画する個別避難計画に協力するとともに情報を共有する。

(9) その他必要な事項

付録資料

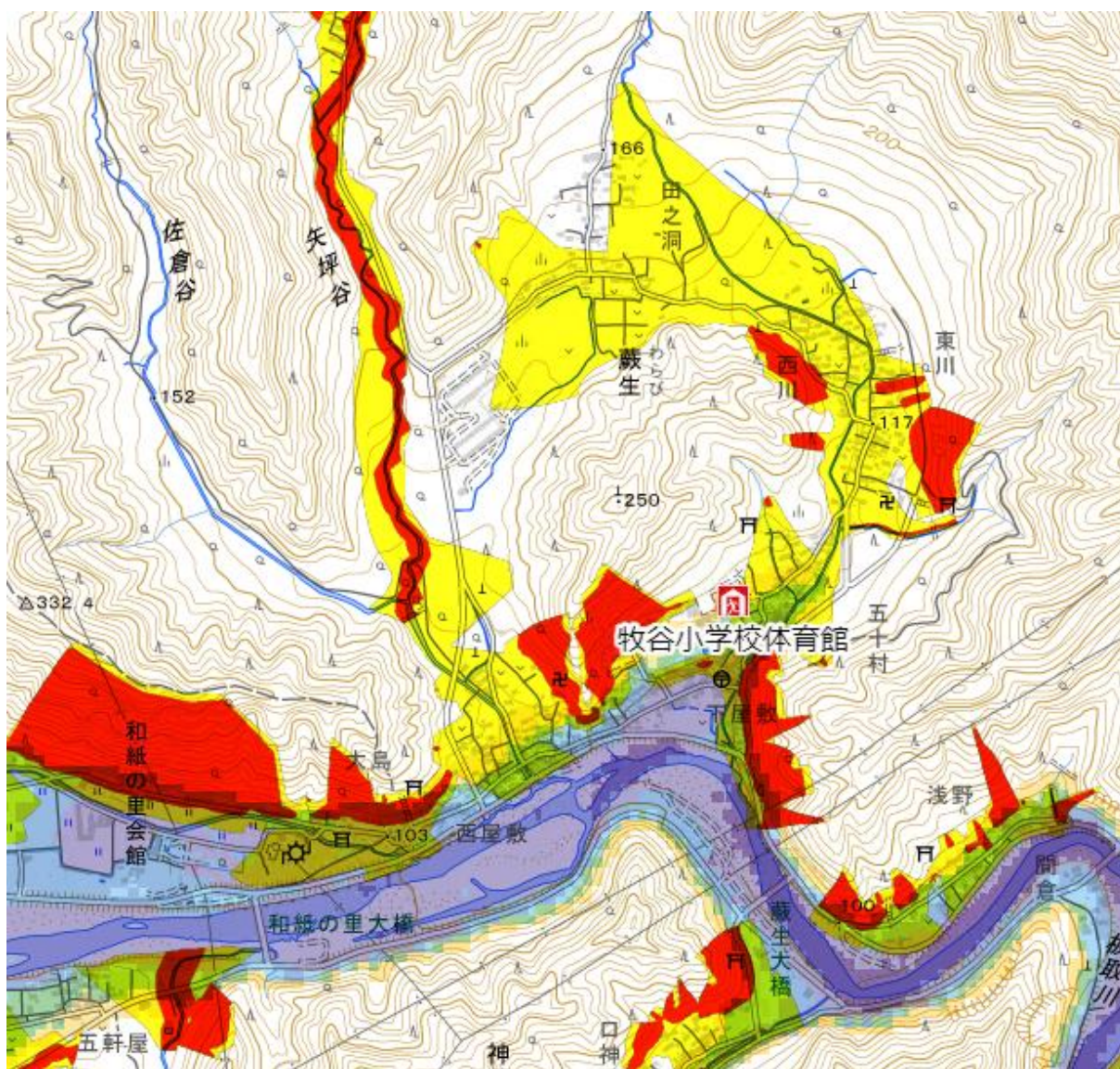
- 1 ハザードマップ（洪水）
- 2 ハザードマップ（土砂災害）
- 3 警戒レベルを用いた防災情報
- 4 気象庁震度階級関連解説表

1 ハザードマップ（洪水）



【特記事項】

2 ハザードマップ（土砂災害）



【特記事項】

3 警戒レベルを用いた防災情報



画像：内閣府「新たな避難情報に関するポスター・チラシ」より

【特記事項】

4 気象庁震度階級関連解説表

震度とゆれの状況

0	 <p>【震度0】 人は揺れを感じない。</p>	1	 <p>【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</p>	2	 <p>【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。</p>	3	 <p>【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。</p>
4	 <p>【震度4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ほとんどの人が驚く。 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。 	6弱	 <p>【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> 立っていることが困難になる。 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  耐震性が高い </div> <div style="text-align: center;">  耐震性が低い </div> </div>				
5弱	 <p>【震度5弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 棚にある食器類や本が落ちることがある。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	6強	 <p>【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none"> はわないと動くことができない揺られることもある。 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が生じることがある。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  耐震性が高い </div> <div style="text-align: center;">  耐震性が低い </div> </div>				
5強	 <p>【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> 物につかまらないうちで歩くことが難しい。 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 固定していない家具が倒れることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 	7	 <p>【震度7】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  耐震性が高い </div> <div style="text-align: center;">  耐震性が低い </div> </div>				

この表は、ある震度が観測された時に、その周辺で発生するゆれなどの現象や被害の目安を示したものです。
詳しい解説は以下の気象庁ホームページに掲載しています。
気象庁震度階級関連解説表 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/shindo/kaisetsu.html>

「気象庁ホームページ」より